

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年8月5日（令和2年（行個）諮問第132号）

答申日：令和4年3月14日（令和3年度（行個）答申第164号）

事件名：本人の申告に係る申告処理台帳等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「私が、元年特定月中旬頃、特定労働基準監督署に37条違反の件で、申告したことに係る申告処理台帳一式。（事業場名：特定法人特定事業所、所在地：特定住所）」（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表2の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和2年1月27日付け東労発総個開第1-1034号により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

不開示理由として挙げられていることの根拠に納得できないため。

労働基準監督署（以下「監督署」という。）が使用者側に有利となる調査をしている可能性が否定できない。申告者は、労働者を保護すべき労働基準監督官（以下「監督官」という。）の調査が労働基準法に沿って適正に行われたかどうかを知る権利を有する。また、不開示とすることにより、使用者側が検査、犯罪捜査から逃れることを容易にしている可能性が否定できず、労働者である弱い立場の申告者に不利に運用されることも否定できない。労働者側にとって公平公正な判断を可能とするため、不開示部分も開示すべきであり、審査請求する。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである（補充理由説明書による訂正は、下線部で示す。）。

#### 1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和元年11月29日付けで処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) これに対して処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和2年4月25日付け（同月30日受付）で本件審査請求を提起したものである。

## 2 諮問庁としての考え方

本件対象保有個人情報について、原処分における不開示部分のうち一部を新たに開示することとした上で、その余の部分は不開示とすることが妥当であると考えます。

## 3 理由

### (1) 保有個人情報該当性について

ア 本件文書は、具体的には、別表2の1欄並びに注1及び2に掲げる文書1ないし文書5の各文書である。

なお、本件審査請求を受け、諮問庁において本件文書の確認を行ったところ、下記（ア）及び（イ）に掲げる情報は、審査請求人の個人に関する情報ではなく、同人を識別することができることとなる情報が含まれていないことから、同人を本人とする保有個人情報には該当しない。

(ア) 文書3③ 監督官が事務処理のために作成又は取得した文書の一部

(イ) 文書5② 特定事業場から特定監督署に提出された資料の一部

イ 上記ア（ア）及び（イ）には、法人に関する情報等が記載されており、仮に当該部分が保有個人情報に該当するとされた場合であっても、これを開示すると、外部折衝の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当する。

これらの法人に関する情報は、監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当する。

さらに、当該部分については、もし行政機関が法に基づく開示請求を受けて、一方的に非公開約束を破って開示すれば、契約違反、信義則違反で損害賠償を請求されたり、将来、監督官の要請に対して協力が得られず必要な情報が入手できなくなるおそれがあることから、法14条5号（原文ママ）及び7号イに該当する。

特に法14条5号該当性については、一般の行政運営に関する情報とは異なり、その性質上、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、ここでいう行政機関の長の判断は、その判断の基礎とされた重要な事実

認があること等により同判断が全く事実の基礎を欠くか、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くことにより、同判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかなものでない限り、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められないものと解すべきである（最高裁判所昭和53年10月4日大法廷判決（民集32巻7号1223頁））。本件においても、労働基準監督機関における犯罪の予防活動を行うに当たり、資料の開示をおそれた法人等がその提出に応じなくなる危険性が生じることが想定されることから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとはいえない。

以上のことから、当該部分は、仮に保有個人情報に該当するとされた場合であっても、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 不開示情報該当性について（別表の2欄に掲げる部分）

ア 申告処理台帳及び続紙（文書1）

労働基準関係法令では、労働者は、事業場に同法令の違反がある場合、監督官に申告することができる。監督官が申告を受理した場合、対象となる事業場に対し、臨検監督等の方法により労働基準法等関係法令違反の有無を確認し、違反等が認められた場合には、その是正を指導する。申告処理台帳は、かかる申告事案の処理状況及びその経過が記載された文書である。

申告処理台帳には、一般的に、受理年月日、処理着手年月日、完結年月日、完結区分、申告処理台帳番号、受付者、担当者、被申告者の事業の名称、所在地、種類及び代表者、申告者の氏名、住所及び事業場内の地位、申告事項、申告の経緯、申告事項の違反の有無、倒産による賃金未払の場合の認定申請期限、違反条文、移送の場合の受理監督署及び処理監督署、処理経過直接連絡の諾否、付表添付の有無、労働組合の有無、労働者数、申告の内容等の記載欄がある。

また、申告処理台帳続紙には、一般的に、処理年月日、処理方法、処理経過、措置、担当者印、副署長・主任（課長）印、署長判決等の記載欄がある。

文書1①には、監督官が面接した人物、当該事案に対する被申告事業場の見解、監督官が行った被申告事業場に対する指導内容、担当者の意見、処理方針等が記載されている。

当該部分は、監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、申告者である審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。当該部分は、これを開示すると、当該事業場の情報が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等において、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当し、

不開示とすることが妥当である。

また、当該部分には、監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された法人に関する情報であって、通例として開示しないこととされているものが含まれている。これらは、法14条第3号ロに該当し、不開示とすることが妥当である。

さらに、当該部分は、これを開示すると、申告処理における調査の手法が明らかになり、検査事務という性格を持つ監督官が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、違法行為の発見が困難になるおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法14条5号及び7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

加えて、当該部分には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が含まれている。当該情報は、法14条2号本文に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

#### イ 監督復命書（文書2）

監督復命書は、監督官が事業場に対し臨検監督等を行った際に、事業場ごとに作成される文書である。当該文書は、一般的には、監督復命書の標題が付され、完結区分、監督種別、整理番号、事業場キー、監督年月日、労働保険番号、業種、労働者数、家内労働委託業務、監督重点対象区分、特別監督対象区分、外国人労働者区分、企業名公表関係、事業の名称、事業場の名称、所在地及び代表者職氏名、店社、労働組合、監督官氏名印、週所定労働時間、最も賃金の低い者の額、署長判決、副署長決裁、主任（課長）決裁、参考事項・意見、No.、違反法条項・指導事項・違反態様等、是正期日・改善期日（命令の期日を含む）、確認までの間、備考1、備考2、面接者職氏名、別添等の記載欄がある。

#### （ア）文書2②の「署長判決」欄及び「参考事項・意見」欄の一部

当該部分には、監督指導を実施した後の是正確認の方法についての所属長の判決及びこれに関する担当官の意見が記載されている。

「署長判決」欄において、所属長は、監督復命書に記載された各種情報及び「参考事項・意見」欄に記載された担当官の意見も踏まえ、「完結」、「要再監」、「要確認」、「要是正報告」及び「要改善報告」の5つの区分から事案の処理方針を決定する。「完結」とは、監督指導を実施した事業場において、労働基準関係法令違反やその他の問題点がないため行政指導の必要がなく処理終了とする場合、又は非常に重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められるため行政指導にはなじまず、刑事手続に移行する場合に行う判決、

「要再監」とは、重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められるため、当該法令違反の是正確認に当たっては、当該事業場に対して再び監督指導を実施することによって確実に行うべきとする判決、  
「要確認」とは、「要再監」には至らないものの悪質な法違反が認められるため、当該法令違反の是正確認に当たっては、当該事業場から客観的な資料の提出を求め、それによって確実な確認を行うべきとする判決、  
「要是正報告」とは、「要再監」又は「要確認」以外の法違反が認められるため、当該事業場からの是正の報告をもって処理終了とすべきとする判決、  
「要改善報告」とは、労働基準関係法令違反ではないものの、労働環境の改善に向けた指導すべき事項が認められるため、当該事業場からの改善の報告をもって処理終了とすべきとする判決である。

「要再監」や「要確認」（労働基準関係法令違反が認められた場合の「完結」も同様。以下同じ。）の判決がなされた事案の場合、  
署長判決が開示されると、事業場における法違反が悪質なものと捉えられることにより、当該事業場が是正意欲を有し、その後積極的に是正・改善を行っている場合であっても、是正意欲を持たない悪質な事業場であるとの誤った印象を持たれるおそれがある。また、  
仮に他の情報から「署長判決」欄の内容が推測されたとしても、単に推測されるに留まっている場合と、労働基準監督署長が現に判断したものが具体的に明らかになる場合とでは、次元が異なる。さら  
に、「要再監」や「要確認」の判決がなされた事案のみを開示しないこととした場合、「署長判決」欄が開示されていないときは、  
「要再監」や「要確認」の判決がなされた事案であることが明らかとなることから、  
いずれの署長判決についても開示すべきではない。

以上から、当該部分は、これを開示すると、事業場における信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、  
法14号3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

加えて、是正意欲を有し、積極的に是正・改善を行っている事業場であっても、「署長判決」欄が開示されると、是正意欲を持たない悪質な事業場であるとの誤った印象を持たれ、監督官による指導に対する是正意欲を無くし、監督指導に非協力的になるなど、法違反の隠蔽にもつながることとなりかねない。このため、当該部分は、これを開示すると、監督官が行う監督指導に係る事務に関し、労働基準関係法令違反の発見を困難にするおそれが生じ、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから、  
法14条5号及び7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

さらに、災害調査復命書のうち行政内部の意思形成過程に関する情報に係る部分は、民事訴訟法（平成8年法律第109号）220条4号口所定の文書に該当するが、監督官等の調査担当者が職務上知ることができた事業者にとっての私的な情報に係る部分は同号口所定の文書に該当しないとされた最高裁判所平成17年10月14日第三小法廷決定において、「行政内部の意思形成過程に関する情報」の例示として災害調査復命書の「署長判決」を挙げている。災害調査復命書における「署長判決」欄と本件監督復命書における「署長判決」欄は、労働基準監督署長が行う事案の処理方針の決定を行う点において同様のものであり、行政内部の意思形成過程に関する情報である。当該部分には、国の機関の内部における検討又は協議に関する情報が含まれており、これを開示すると、行政内部の意思形成過程に関する情報が明らかとなり、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法14条6号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書2のその余の部分

当該部分には、監督官が臨検監督を実施したことにより判明した事実、事業場への指導内容等の行政措置に係る情報等が記載されている。これらの情報は、監督官が認定した事実に基づいた具体的な情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。当該部分は、これを開示すると、当該事業場の信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等においてその権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

また、当該部分には、監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された法人に関する情報が含まれている。これらは、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号口に該当し、不開示とすることが妥当である。

さらに、当該部分には、信頼関係を前提として、特定事業場が明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されている。当該部分は、これを開示すると、当該事業場を始めとする事業場と監督官との信頼関係が失われ、今後関係資料の提出等について非協力的となり、監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらには法違反の隠蔽を行うなど、監督官が行う監督指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は法14条5号及び7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

文書2③は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定

の個人を識別することができる情報である。当該情報は、法14条2号本文に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

ウ 担当官が作成又は取得した文書（文書3）

（ア）文書3①

当該部分には、監督官が臨検監督を実施したことにより判明した事実、特定事業場への指導内容等の行政措置に係る情報等が記載されている。これらは、監督官が認定した事実に基づく具体的な情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。当該部分は、これを開示すると、当該事業場の信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

また、当該部分には、監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された法人に関する情報が含まれている。これらは、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当し、不開示とすることが妥当である。

さらに、当該部分には、信頼関係を前提として、特定事業場が明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されている。当該部分は、これを開示すると、当該事業場を始めとする事業場と監督官との信頼関係が失われ、今後関係資料の提出等について非協力的となり、指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらには法違反の隠蔽を行うなど、監督官が行う監督指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法14条5号及び7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

（イ）文書3②

当該部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報である。当該部分は、法14条2号本文に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

エ 特定事業場から特定監督署へ提出された文書（文書5①）

当該部分には、当該事業場の内部管理等に関する情報が記載されている。当該部分は、これを開示すると、当該事業場の内部情報が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等において、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

また、これらの情報は、特定事業場が信頼関係を前提として、開示

しないことを条件として任意に提供された事業場の実態に関する情報である。当該部分は、これを開示すると、当該事業場を始めとする事業者と監督官との信頼関係が失われ、今後関係資料の提出等について非協力的となり、指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらには法違反の隠蔽を行うなど、監督官が行う監督指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法14条3号ロ、5号及び7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

このほか、当該部分には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が含まれている。当該情報は、法14条2号本文に該当し、同号ただし書きないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

(3) 新たに開示する部分について

原処分における不開示部分のうち、文書1②、2④、3④及び5③については、法14条各号に定める不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、上記第2の2のとおり主張しているが、上記(2)で述べたとおり、法に基づく開示請求に対しては、保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示・不開示を適切に判断しているものであり、審査請求人の主張は上記諮問庁の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、原処分における不開示部分のうち上記3(3)に掲げる部分を開示することとした上で、その余の部分は不開示とすることが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |           |                   |
|---|-----------|-------------------|
| ① | 令和2年8月5日  | 諮問の受理             |
| ② | 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③ | 同年9月10日   | 審議                |
| ④ | 令和3年2月17日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤ | 令和4年1月28日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受   |
| ⑥ | 同年2月14日   | 審議                |
| ⑦ | 同年3月9日    | 審議                |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、

審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は不開示とされた部分の開示を求めている。

これに対して諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については法14条2号、3号イ及びロ、5号、6号並びに7号イに該当し、不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁が保有個人情報に該当しないとしている部分の保有個人情報該当性及び諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 保有個人情報該当性について

諮問庁は、別表1の1欄に掲げる部分（文書3③及び5②）について、審査請求人を識別することができる情報が含まれていないことから、同人を本人とする保有個人情報には該当しないと説明する。そこで、当該部分が、その内容等に照らして審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するか否かについて検討する。

### (1) 通番A

当該部分は、是正勧告書（控）の「是正確認」欄の一部である。当該部分は、是正確認のための確認方式欄及び押印欄から構成され、業務処理上必要な情報であって、審査請求人本人を識別することができることとなる情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

### (2) 通番B

当該部分は、特定事業場から特定監督署に提出された文書に含まれていた新聞記事の写しであるが、その内容は、特定事業場とは別の事業場に係る特定地方裁判所の判決に係る新聞記事であり、審査請求人の申告内容とも直接関係のあるものではなく、同人を識別することができることとなる情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

### (3) 通番C

当該部分は、特定事業場から特定監督署に提出された文書の一部であり、特定事業場の就業規則（特定年月日AないしCから各実施）及び賃金・退職金規定（特定年月日AないしCから各実施）の各時点版並びに「キャリアパスについて」及び「給与明細の記載内容について」と題する各文書である。

当該部分には、審査請求人の氏名その他同人を識別することができる

情報が記載されているとは認められない。そこで、当該部分が、その内容等に照らして審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するか否かについて検討すると、これらの規則・規定等は、審査請求人の未払賃金の申告に関して、特定事業場がその就業体系・賃金体系等を説明するため特定監督署に提出した資料の一部であると認められる。このため、当該部分は、その記載内容に加え、取得の目的を考慮すると、審査請求人を識別することができることとなる情報であると認められる。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。

### 3 不開示情報該当性について

#### (1) 開示すべき部分（別表2の3欄に掲げる部分）について

##### ア 通番1（下記イを除く。）

当該部分は、申告処理台帳（同続紙を含む。以下同じ。）の「処理経過」欄の記載の一部である。当該部分のうち通番1（1）は、特定監督署と被申告者である特定事業場の間の受架電、当該事業場の来署日及びその日程調整等並びに来署時の事務的なやり取りの記載のほか、空欄部分にすぎない。通番1（2）の11頁は、審査請求人の申告内容である。その余の部分は、未払賃金の計算方法、支払予定日と労働者に対する支払時の説明内容についての特定事業場の申述内容であるが、既に支払日が過ぎ、支払及び説明が行われたと推認されることから、審査請求人が知り得る情報であることが相当である。当該部分は、同人以外の個人に関する情報であるとは認められない。

当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。また、審査請求人に対して開示しないとの条件を付すことが当該情報の性質等に照らして合理的であるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

##### イ 通番1（3）

当該部分は、申告処理台帳の「処理経過」欄の記載の一部であり、特定事業場関係者の来署時に対応した特定監督署職員の職氏名である。当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該

当する。

当該部分は、公務員の職務の遂行に係る情報であり、そのうち職名は、法14条2号ただし書八に該当する。また、氏名は、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）により、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとされているところ、これを公にしても特段の支障の生ずるおそれがあるとは認められないことから、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記アと同様の理由により、同条3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### ウ 通番2

当該部分は、監督復命書の記載の一部である。当該部分のうち「週所定労働時間」については、労働基準法106条により労働者に対して就業規則を周知する義務があり、「労働組合」欄の労働組合の有無の記載とともに、特定事業場の職員である審査請求人が知り得る情報であると認められる。その余の部分は、原処分において開示されている当該事業場の労働者数から推認できる内容であると認められる。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### エ 通番3

当該部分は、監督復命書の「署長判決」欄の日付部分である。当該部分は、原処分において監督年月日が開示され、是正勧告書の是正期日を諮問庁が開示するとしていることを踏まえると、審査請求人が知り得る情報であるとするのが相当と認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。また、労働局内における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとも認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ、5号、6号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### オ 通番5

当該部分は、特定監督署から東京労働局に対する部内協議のため、特定監督署の担当官が作成した文書の一部である。

当該部分のうち、16頁は上級機関に対する照会の伺文の事務的な記載（照会元及び照会先の職名を含む。）と決裁欄、17頁は照会項目の概要の記載である。その余の部分は、審査請求人の申告内容及びその主張の記載のほか、見出しのみである。当該部分は、審査請求人本人が申告した内容若しくは原処分において開示されている情報と同様の内容であるか、又は諮問庁が開示するとしている情報から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### カ 通番7及び通番8

当該部分は、特定事業場から特定監督署に提出された文書の一部である。当該部分は、下記の各理由から、審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められず、また、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記アと同様の理由により、同条3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

##### (ア) 通番7(1)

当該部分は、特定事業場から特定監督署に提出された是正報告書の一部である。当該部分は、定められた様式で作成され、また、原処分において開示されている情報又は諮問庁が開示するとしている情報から推認できる内容が記載されている。

当該部分のうち、発信元の特定事業場事業主の職氏名、宛先の特定労働基準監督署長の職名及び本文中の監督官の職氏名は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報であり、審査請求人が知り得る情報であることから、同号ただし書イに該当する。その余の部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められない。

##### (イ) 通番7(2)、(3)及び(5)

当該部分のうち通番7(2)は、是正報告書の別紙である審査請求人の未払賃金及び労働時間の計算資料である。当該資料は、各月の給与明細書等で明らかな対象期間の各月の労働時間数等（時間外労働時間数、有給休暇時間数等）及び各種手当（介護深夜手当、残業手当、有休手当、処遇改善手当等）の支給金額から算出されてい

る。当該資料は、特定事業場が未払賃金の支払時に労働者に説明するとしている支給根拠に相当するものと認められる。通番7(3)は、特定期間に係る審査請求人の給与台帳である。通番7(5)は、特定事業場から審査請求人に通知された労働条件通知書である。

当該部分はいずれも、審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められず、また、同人が知り得る情報であると認められる。

(ウ) 通番7(4)

当該部分は、特定事業場の様式による審査請求人の勤務時間実績簿及び活動記録並びに特定事業場が審査請求人宛てに作成・手交した月間スケジュールの一部である。当該部分は、審査請求人以外の個人に関する情報(審査請求人の提供するサービスを利用する個人の氏名、署名及び印影並びにこれらの利用者が受けたサービス内容区分等の記載)を除く部分であり、審査請求人の労働時間記録の原票とみなすことができることから、同人が知り得る情報であり、また、同人以外の個人に関する情報であるとは認められない。

(エ) 通番8

当該部分は、特定事業場から特定監督署に提出された文書の一部である。当該部分のうち通番8②アは、当該事業場の就業規則、賃金・退職金規定であり、労働基準法106条1項により労働者に対する周知義務がある。通番8②イは、処遇等及び給与明細の記載内容をスタッフに説明する特定事業場の資料である。

当該部分は、審査請求人が特定事業場の職員であることを踏まえると、同人が知り得る情報であり、また、同人以外の個人に関する情報であるとは認められない。

(2) その余の部分(別表2の3欄に掲げる部分を除く部分)について

ア 法14条2号該当性

通番4及び通番6は、監督復命書の「面接者職氏名」欄及び是正勧告書(控)の「受領者職氏名」欄に記載された特定事業場職員の職名、氏名及び署名である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イ該当性

(ア) 通番 1 ①ア並びに通番 7 ①オ（個人の署名及び印影に限る。）及び通番 7 ①カ（個人の氏名に限る。）

当該部分のうち通番 1 ①アは、申告処理台帳の「処理経過」欄に記載された特定事業場職員の職氏名である。その余の部分は、特定事業場から提出された文書に記載された特定事業場のサービスを利用する者の氏名、署名及び印影である。当該部分は、法 14 条 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の氏名を審査請求人が知り得る場合であっても、その署名や印影まで開示する慣行があるとは認められない。また、通番 7 ①カの氏名は、審査請求人の申告内容及び本件開示請求の目的に照らし、同人が知り得る情報であるとするには及ばない。このため、当該部分は、法 14 条 2 号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法 15 条 2 項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法 14 条 2 号に該当し、同条 3 号イ及びロ、5 号並びに 7 号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番 1 ①イ

当該部分は、申告処理台帳の「処理経過」欄に記載された、業として特定事業場を補佐する者の職氏名である。当該部分は、本件事案に対応するための特定事業場の体制に関する情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 14 条 3 号イに該当し、同条 2 号、3 号ロ、5 号及び 7 号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番 1（上記（ア）及び（イ）を除く。）及び通番 7 ①イ

当該部分のうち通番 1 は、申告処理台帳の「処理経過」欄の一部であり、特定監督署が特定事業場から聴取した内容及び申告処理に係る監督官の対応方針の記載である。通番 7 ①イは、特定事業場が特定監督署に相談をした際に用いた資料であると認められる。当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、これを開示すると、労働基準監督機関が行う申告処理に係る手法・内容等が明らかとなり、また、被申告事業場からの率直な申述等を得ることが困難となるなどにより、同機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にす

るおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(エ) 通番7①(上記(ア)及び(ウ)を除く。)

当該部分は、特定事業場から特定監督署に提出された文書の一部であり、下記の各理由により、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記(イ)と同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条2号、3号ロ、5号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

a 通番7①ア

当該部分は、特定監督署が発出した是正勧告書に対して特定事業場が講じた是正措置の内容の記載及び特定事業場代表者の印影である。そのうち印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、これにふさわしい形状のものであると認められる。その余の部分は、原処分において開示されている情報及び諮問庁が開示するとしている情報に照らし、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

b 通番7①ウ及びエ

当該部分のうち通番7①ウは、審査請求人に係る給与台帳の表外右下に記載された特定事業場の事務委託先の名称である。通番7①エは、審査請求人を含む特定事業場の職員の給与に関する資料であるが、給与台帳に記載のない当該事業場の内部管理情報が分かち難く記載されていると認められる。当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

c 通番7①オ

当該部分は、特定事業場から特定監督署に提出された文書の一部であり、特定事業場が定めた様式に審査請求人が勤務時間の実績を記載し、特定事業場へ提出した文書に特定事業場が勤務時間、支払金額等を記載した部分である。当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

d 通番7①カ

当該部分は、特定事業場から提出された審査請求人の月間スケジュールに記載された特定事業場担当者による手書きのメモである。当該部分は、特定事業場で管理されていた情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

ウ 法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イ該当性

(ア) 通番 2

当該部分は、監督復命書のうち特定事業場における「最も賃金の低い者の額」欄の記載であるが、特定事業場の内部管理に関する情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記イ（イ）と同様の理由により、法 14 条 3 号イに該当し、同条 3 号ロ、5 号及び 7 号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番 5

当該部分は、特定監督署から東京労働局に対する部内協議のための文書及び特定事業場に対する是正勧告書（控）の「違反事項」欄の記載の一部である。当該部分は、部内協議の実施時期を含め、特定監督署による調査手法やその結果に基づく見解及び事案処理の方針に関する情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記イ（ウ）と同様の理由により、法 14 条 7 号イに該当し、同条 3 号イ及びロ並びに 5 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法 14 条 3 号イ、5 号、6 号及び 7 号イ

通番 3 は、監督復命書の「署長判決」欄の日付を除く部分及び「参考事項・意見」欄の記載の一部である。当該部分は、特定監督署による事案処理の方針であって、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記イ（ウ）と同様の理由により、法 14 条 7 号イに該当し、同条 3 号イ、5 号及び 6 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法 14 条 2 号、3 号イ及びロ、5 号並びに 7 号イに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条 2 号、3 号イ及びロ、5 号、6 号並びに 7 号イに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表 1 に掲げる通番 A 及び通番 B は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないと認められるので、不開示とすることは妥当であり、また、別表 2 の 3 欄に掲げる部分を除く部分は、同条 2 号、3 号イ及び 7 号イに該当すると認められるので、同条 3 号ロ、5 号及び 6 号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条 2 号、3 号イ及びロ、5 号、6 号並びに 7 号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別表1 保有個人情報該当性

1 諮問庁が保有個人情報非該当を主張する部分			2 保有個人情報該当性
対応する別表 2の文書番号	該当箇所	通番	
文書3③	27頁「是正確認」欄（表頭部分を除く。）	A	非該当
文書5②	234頁	B	非該当
	236頁ないし252頁，388頁ないし405頁，509頁ないし534頁	C	該当

別表2 不開示情報該当性

1 文書番号、文書名及び頁	2 原処分における不開示部分	法14条各号該当性等	通番	3 2欄のうち開示すべき部分
<p>文書1, 申告処理台帳及び申告処理台帳続紙(1頁ないし15頁)</p>	<p>不開示部分</p> <p>①ア 5頁「処理経過」欄21行目9文字目ないし14文字目, 21行目1文字目ないし3文字目, 25行目5文字目ないし7文字目, 6頁「処理経過」欄9行目5文字目ないし22文字目, 10頁「処理経過」欄9行目9文字目ないし11文字目, 11頁「処理経過」欄1行目5文字目ないし16文字目, 25文字目ないし31文字目, 14頁「処理経過」欄13行目5文字目ないし8文字目, 17文字目ないし23文字目, 15頁「処理経過」欄9行目5文字目ないし12文字目, 21文字目ないし27文字目</p> <p>①イ 6頁「処理経過」欄9行目23文字目ないし33文字目, 11頁「処理経過」欄1行目17文字目ないし21文字目, 14頁「処理経過」欄9行目5文字目ないし9文字目, 13行目9文字目ないし13文字目, 15頁「処理経過」欄9行目13文字目ないし17文字目</p> <p>①ウ 5頁「処理経過」欄21行目1文字目ないし8文字目, 15文字目ないし最終文字, 22行目4文字目ないし最終文字, 6頁「処理経過」欄10行目ないし32行目, 7頁「処理経過」欄1行目ないし3行目, 25行目, 8頁「処理経過」欄5行目, 10頁「処理経過」欄1行目, 5行目ないし7行目, 9行目12文字目ないし最終文字, 11頁「処理経過」欄2行目, 6行目12文字目ないし8行目20文字目, 13行目ないし14行目24文字目, 17行目18文字目ないし32行目, 12頁「処理経過」欄1行目ないし1</p>	<p>2号, 3号イ及び口, 5号, 7号イ</p>	<p>1</p> <p>(1) 5頁「処理経過」欄21行目1文字目ないし8文字目, 15文字目ないし最終文字, 22行目4文字目ないし最終文字, 6頁「処理経過」欄10行目ないし12行目, 7頁「処理経過」欄2行目, 3行目, 10頁「処理経過」欄9行目11文字目ないし最終文字, 11頁「処理経過」欄2行目, 17行目, 12頁「処理経過」欄12行目3文字目ないし最終文字, 14頁「処理経過」欄9行目</p>	

	<p>2行目, 14頁「処理経過」欄9行目1文字目ないし4文字目, 10文字目ないし10行目, 13行目1文字目ないし4文字目, 14文字目ないし16文字目, 24文字目ないし14行目, 15頁「処理経過」欄11行目ないし16行目</p>		<p>1文字目ないし4文字目, 10文字目ないし10行目, 13行目1文字目ないし4文字目, 14文字目ないし16文字目, 「処理経過」欄不開示部分のうち空欄部分(5頁ないし8頁, 10頁ないし12頁, 14頁及び15頁の該当部分)  (2) 11頁「処理経過」欄18行目, 15頁「処理経過」欄11行目ないし13行目8文字目, 14行目21文字目ないし15行目12文字目, 18文字目ないし最終文字  (3) 11頁「処理経過」欄1行目25文字目ないし31文字目, 14頁「処理</p>
--	---	--	--

				経過」欄 1 3 行目 1 7 文字目ないし最終文字, 1 5 頁「処理経過」欄 9 行目 2 1 文字目ないし 2 7 文字目
	② 1 頁「申告の内容」欄 4 行目, 5 頁「処理経過」欄 2 5 行目 1 文字目ないし 4 文字目, 8 文字目ないし最終文字, 6 頁「処理経過」欄 9 行目 1 文字目ないし 4 文字目, 3 4 文字目ないし最終文字, 7 頁「処理経過」欄 1 1 行目 2 8 文字目ないし 3 7 文字目, 1 0 頁「処理経過」欄 9 行目 1 文字目ないし 8 文字目, 1 0 行目, 1 1 頁「処理経過」欄 1 行目 1 文字目ないし 4 文字目, 2 2 文字目ないし 2 4 文字目, 3 2 文字目ないし最終文字, 3 行目ないし 6 行目 1 1 文字目, 8 行目 2 1 文字目ないし 1 2 行目, 1 4 行目 2 5 文字目ないし 1 6 行目, 1 4 頁「処理経過」欄 1 7 行目, 1 5 頁「処理経過」欄 9 行目 1 文字目ないし 4 文字目, 1 8 文字目ないし 2 0 文字目, 2 8 文字目ないし最終文字, 1 0 行目	新たに開示	—	
文書 2, 監督復 命書 (26 頁)	① 「労働組合」欄, 「週所定労働時間」欄, 「最も賃金の低い者の額」欄, 「違反法条項・指導事項・違反態様等」欄 1 枠目 2 行目 7 文字目ないし最終文字	3 号イ 及び 口, 5 号, 7 号イ	2	「労働組合」欄, 「週所定労働時間」欄, 「違反法条項・指導事項・違反態様等」欄
	② 「署長判決」欄, 「参考事項・意見」欄 5 行目	3 号 イ, 5 号, 6 号, 7 号イ	3	「署長判決」欄日付部分
	③ 「面接者職氏名」欄	2 号	4	—

	④ 「参考事項・意見」欄 3行目 1文字目ないし 37文字目, 4行目 6文字目ないし最終文字, 「違反法条項・指導事項・違反態様等」欄 1枠目 3行目, 2枠目 3行目, 「是正期日・改善期日(命令の期日を含む)」欄 1枠目, 2枠目	新たに開示	—	—
文書 3, 担当官 が作成 又は取 得した 文書 (16 頁ない し25 頁, 2 7頁)	① 16頁ないし21頁, 27頁「違反事項」欄 2行目 22文字目ないし4行目, 6行目 21文字目ないし8行目	3号イ及び口, 5号, 7号イ	5	16頁(決裁欄及び手書き部分を含み, 日付部分を除く。), 17頁(「署の見解」欄を除く。), 18頁, 19頁1行目ないし20行目, 32行目, 20頁17行目, 18行目, 32行目, 21頁最終行
	② 27頁「受領年月日受領者職氏名」欄の不開示部分	2号	6	—
	④ 22頁ないし25頁, 27頁「違反事項」欄 1行目 1文字目ないし3文字目, 9文字目ないし2行目 21文字目, 5行目 1文字目ないし3文字目, 9文字目ないし6行目 20文字目, 「是正期日」欄 1行目ないし8行目, 「是正確認」欄表頭部分	新たに開示	—	—
文書 5, 特定事 業場か ら特定 監督署 に提出	①ア 205頁 ①イ 206頁ないし233頁 ①ウ 253頁表 1行目 1枠目, 2枠目, 2行目及び3行目の5枠目及び6枠目, 4行目及び5行目の8枠目, 6行目, 7行目 6枠目ないし8枠目, 8行目ないし13行目, 14行目ないし22行目の6枠目ないし8枠目,	2号, 3号イ及び口, 5号, 7号イ	7	(1) 205頁(事業主印影並びに記の表中央の列 2枠目 3行目 12文字目ないし4行目 20

<p>された 文書（ 205 頁ない し57 1頁）</p>	<p>23行目，24行目及び25行目の6枠目ないし8枠目，26行目ないし49行目，50行目ないし53行目の6枠目ないし8枠目，54行目，55行目，56行目6枠目ないし8枠目，57行目，58行目，59行目及び60行目の6枠目ないし8枠目，61行目，62行目，63行目ないし69行目の6枠目ないし8枠目，70行目ないし80行目，81行目ないし84行目の6枠目ないし8枠目，85行目，86行目6枠目ないし8枠目，87行目ないし89行目，表外右下部分，254頁表1行目1枠目，2枠目，2行目及び3行目の5枠目及び6枠目，4行目及び5行目8枠目，6行目，7行目3枠目，8枠目，8行目ないし13行目，14行目ないし22行目の3枠目及び8枠目，23行目，24行目及び25行目の3枠目及び8枠目，26行目ないし49行目，50行目ないし53行目の3枠目及び8枠目，54行目，55行目，56行目3枠目，8枠目，57行目，58行目，59行目及び60行目の3枠目及び8枠目，61行目，62行目，63行目ないし69行目の3枠目及び8枠目，70行目ないし80行目，81行目ないし84行目の3枠目及び8枠目，85行目，86行目3枠目，8枠目，87行目ないし89行目，表外右下部分，418頁表1行目1枠目，2枠目，2行目及び3行目の5枠目及び6枠目，4行目及び5行目の8枠目，6行目，7行目2枠目，8枠目，8行目ないし13行目，14行目ないし22行目の2枠目及び8枠目，23行目，24行目及び25行目の2枠目及び8枠目，26行目ないし42行目，43行目2枠目，8枠目，44行目ないし49行目，50行目ないし53行目の2枠目及び8枠目，54行目，55行目，56行目2枠目，8枠目，57行目，58行目，59行目</p>		<p>文字目を除く。） （2）206頁ないし221頁 （3）253頁，254頁，418頁，419頁及び539頁（各頁表外右下部分を除く。） （4）267頁ないし361頁のうち奇数ページ並びに420頁ないし482及び540頁ないし563頁（様式部分，太枠内ケアスタッフ記入欄，ケアスタッフ署名・印影及び左下年月欄に限る。），268頁ないし362頁の偶数頁（記載ある日付に係る右側利用サービス内容区分欄及び備考欄を除く。），3</p>
--	---	--	---

<p>及び60行目の2枠目及び8枠目, 61行目, 62行目, 63行目ないし69行目の2枠目及び8枠目, 70行目ないし80行目, 81行目ないし84行目の2枠目及び8枠目, 85行目, 86行目2枠目, 8枠目, 87行目ないし89行目, 表外右下部分, 419頁表1行目1枠目, 2枠目, 2行目及び3行目の5枠目及び6枠目, 4行目及び5行目の8枠目, 6行目, 7行目8枠目, 8行目ないし13行目, 14行目ないし22行目の8枠目, 23行目, 24行目及び25行目の8枠目, 26行目ないし42行目, 43行目8枠目, 44行目ないし49行目, 50行目ないし53行目の8枠目, 54行目, 55行目, 56行目8枠目, 57行目, 58行目, 59行目及び60行目の8枠目, 61行目, 62行目, 63行目ないし69行目の8枠目, 70行目ないし80行目, 81行目ないし84行目の8枠目, 85行目, 86行目8枠目, 87行目ないし89行目, 表外右下部分, 539頁表1行目1枠目, 2枠目, 2行目及び3行目の1枠目, 6枠目及び7枠目, 4行目及び5行目の8枠目ないし14枠目, 6行目, 7行目6枠目ないし14枠目, 8行目ないし13行目, 14行目ないし22行目の6枠目ないし14枠目, 23行目, 24行目及び25行目の6枠目ないし14枠目, 26行目ないし42行目, 43行目6枠目ないし14枠目, 44行目ないし49行目, 50行目ないし53行目の6枠目ないし14枠目, 54行目, 55行目, 56行目6枠目ないし14枠目, 57行目, 58行目, 59行目及び60行目の6枠目ないし14枠目, 61行目, 62行目, 63行目ないし69行目の6枠目ないし14枠目, 70行目ないし80行目, 81行目ないし84行目の6枠目ないし14枠目, 85行目, 86行目6枠目な</p>	<p>63頁ないし365頁(審査請求人以外の個人の氏名及び手書きメモを除く。) (5)507頁, 508頁</p>
---	---

	<p>いし 14 枠目, 87 行目ないし 90 行目, 表外右下部分</p> <p>①エ 255 頁ないし 266 頁, 406 頁ないし 417 頁, 535 頁ないし 538 頁 (各頁の「氏名」, 「ふりがな」及び「女男」の各欄表頭並びに審査請求人の氏名, ふりがな及び性別を除く。)</p> <p>①オ 267 頁ないし 362 頁, 420 頁ないし 482 頁, 540 頁ないし 563 頁</p> <p>①カ 363 頁ないし 365 頁, 366 頁ないし 386 頁「01」枠ないし「31」枠の 2 行目及び 4 行目, 366 頁「16」枠 3 行目, 368 頁「10」枠内右手書き部分, 369 頁「28」枠 1 行目 12 文字目, 13 文字目, 370 頁「25」枠 3 行目, 371 頁「28」枠 3 行目, 372 頁「07」枠 1 行目 12 文字目, 13 文字目, 「28」枠 1 行目 12 文字目ないし 15 文字目, 「29」枠 3 行目, 373 頁「13」枠 1 行目 11 文字目, 12 文字目, 3 行目, 374 頁「05」枠 2 行目右側手書き部分, 3 行目, 「10」枠内 2 行目下側手書き部分, 376 頁「11」枠 6 行目, 386 頁「23」枠 3 行目, 483 頁ないし 506 頁「01」枠ないし「31」枠の 2 行目及び 4 行目, 483 頁「10」枠 3 行目 11 文字目及び 12 文字目, 「24」枠 1 行目 11 文字目及び 12 文字目, 485 頁「11」枠外右上手書き部分 5 文字目ないし 8 文字目, 枠内中央部手書き部分, 486 頁「26」枠及び「27」枠の 3 行目, 「28」枠 3 行目, 4 行目, 488 頁「18」枠 4 行目右側手書き部分, 「21」枠 3 行目, 489 頁「14」枠 3 行目右側手書き部分, 490 頁「25」枠 2 行目及び 3 行目の右側手書き部分, 491 頁「30」枠 5 行目, 492 頁「27」枠 5 行目, 493 頁「10」枠 4 行目右下手書き部分,</p>		
--	---	--	--

<p>「17」 枠4行目右側手書き部分, 494頁  「13」 枠5行目, 499頁「02」 枠6行目, 564頁ないし571頁「01」 枠ないし「31」 枠の2行目及び4行目, 564頁  「06」 枠2行目右側手書き部分, 「20」 枠3行目, 5行目, 「30」 枠3行目, 565頁「26」 枠4行目右側手書き部分, 566頁「02」 枠2行目右側手書き部分, 4行目右下手書き部分, 「03」 枠2行目右側手書き部分, 3行目, 「04」 枠4行目右下手書き部分, 「05」 枠及び「06」 枠の3行目, 「08」 枠3行目, 「20」 枠3行目, 567頁「15」 枠3行目  ①キ 507頁, 508頁</p>			
<p>②ア 236頁ないし252頁, 388頁ないし405頁, 509頁ないし534頁(②イを除く。)  ②イ 252頁, 509頁, 510頁, 529頁</p>	2号, 3号イ及び口, 5号, 7号イ	8	全て
<p>③ 235頁, 253頁及び254頁(文書5①ウを除く。), 255頁ないし266頁(文書5①エを除く。), 366頁ないし386頁(文書5①カを除く。), 387頁, 406頁ないし417頁及び539頁(文書5①エを除く。), 564頁ないし571頁(文書5①カを除く。)</p>	新たに開示	-	-

(注1) 文書3③(別表1の通番A)及び文書5②の234頁(同通番B)は、保有個人情報非該当と判断されたことから、記載を省略した

(注2) 文書4(審査請求人から特定監督署に提出された文書)は、原処分における不開示部分を含まないことから、記載を省略した。

(注3) 当審査会事務局において該当箇所の表記方法を整理した。